

## 「ひこにゃん」の商標使用に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、「ひこにゃん」の商標使用に関する要綱（以下「要綱」という。）第10条の規定に基づき、本件商標（要綱第1条に規定する本件商標をいう。以下同じ。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本件商標の商標出願に係る適用範囲)

第2条 要綱別表で定める個々の指定商品は、別表のとおりとする。

(使用申請および使用許可)

第3条 要綱第3条第1項の規定により、本件商標の使用許可を受けようとする者は、「ひこにゃん」商標使用許可申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、「ひこにゃん」商標使用許可書（別記様式第2号。以下「使用許可書」という。）または「ひこにゃん」商標使用不許可書（別記様式第3号）により通知するものとする。

(申請書の添付資料)

第4条 申請書には、本件商標を使用しようとする商品の見本（以下「見本」という。）を添付しなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、本件商標を使用する商品が確認できる写真等を添付するものとする。

(使用上の遵守事項)

第5条 第3条第2項の使用許可書の通知を受けた者（以下「使用者」という。）は、要綱に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 商品の使用、宣伝または広告に際して、「井伊直弼と開国150年祭」の表記および使用許可書に記載の承認番号（「ひこにゃん 彦根市承認No.\_\_\_\_\_」と記載のこと。）を、その商品、包装、広告等に明示すること。
- (2) 関係法令を遵守し、商標権の喪失を招くことのないように努めること。
- (3) 第三者が登録商標を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに市に連絡すること。
- (4) 第三者との係争、審判、訴訟等について、市に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者協議して決定すること。
- (5) 使用者は、登録商標を付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- (6) 市から要請があった場合は、登録商標の使用実態を報告し、または使用商品等を提出すること。
- (7) 使用者が、登録商標の使用に際して、故意または過失により市に損害を与えた場合、これによって生じた損害を市に賠償すること。

(使用許可の変更)

第6条 使用者は、使用許可を受けた事項に変更が生じるときは、「ひこにゃん」商標使用

許可変更申請書（別記様式第 4 号）に使用許可書および変更後の見本を添えて市長に提出し、改めて変更後の使用許可書の交付を受けなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、本件商標を使用する商品が確認できる写真等を添付するものとする。

（使用許可取消しの申請）

第 7 条 使用者は、本件商標を使用する必要がなくなったときは、「ひこにゃん」商標使用許可取消し届（別記様式第 5 号）に、使用許可書（変更があったときは変更後のもの）を添えて市長に提出しなければならない。

（その他）

第 8 条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この基準は、平成 20 年 1 月 7 日から施行する。

## 別表

## 指定商品および商品の区分

第 9 類	<p>科学用、航海用、測量用、写真用、音響用、映像用、計量用、信号用、検査用、救命用、教育用、計算または情報処理用の機械器具、光学式の機械器具および電気の伝導用、電気回路の開閉用、変圧用、蓄電用、電圧調整用または電気制御用の機械器具</p> <p>携帯電話用のストラップその他の電気通信機械器具、耳栓、加工ガラス（建築用のものを除く。）、アーク溶接装置、金属溶断機、電気溶接装置、オゾン発生器、電解槽、検卵器、青写真複写機、金銭登録機、硬貨の計数用または選別用の機械、作業記録機、写真複写機、製図用または図案用の機械器具、タイムスタンプ、タイムレコーダー、パンチカードシステム機械、票数計算機、郵便切手のはり付けチェック装置、自動販売機、ガソリンステーション用装置、駐車場用硬貨作動式ゲート、救命用具、消火器、消火栓、消火ホース用ノズル、スプリンクラー消火装置、火災報知機、ガス漏れ警報器、盗難警報器、保安用ヘルメット、鉄道用信号機、乗物の故障の警告用の三角標識、発光式または機械式の道路標識、潜水用機械器具、業務用テレビゲーム機、電動式扉自動開閉装置、乗物運転技能訓練用シミュレーター、運動技能訓練用シミュレーター、理化学機械器具、写真機械器具、映画機械器具、光学機械器具、測定機械器具、配電用または制御用の機械器具、回転変流機、調相機、電池、電気磁気測定器、電線およびケーブル、電気アイロン、電気式ヘアカーラー、電気ブザー、電子応用機械器具およびその部品、磁心、抵抗線、電極、消防艇、ロケット、消防車、自動車用シガーライター、事故防護用手袋、防じんマスク、防毒マスク、溶接マスク、防火被服、眼鏡、家庭用テレビゲームおもちゃ、携帯用液晶画面ゲームおもちゃ用のプログラムを記憶させた電子回路およびCD-ROM、ウエイトベルト、浮袋、運動用保護ヘルメット、エアタンク、水泳用浮き板、レギュレーター、レコード、メトロノーム、電子楽器用自動演奏プログラムを記憶させた電子回路およびCD-ROM、インターネットを利用して受信し、および保存することができる音楽ファイル、映写フィルム、スライドフィルム、スライドフィルム用マウント、インターネットを利用して受信し、および保存することができる画像ファイル、録画済みビデオディスクおよびビデオテープ、電子出版物</p>
第 14 類	<p>貴金属、貴金属製品であって他の類に属しないもの、宝飾品および時計 キーホルダー、身飾品、貴金属、宝石箱、記念カップ、記念たて、宝玉およびその原石ならびに宝玉の模造品、貴金属製靴飾り、時計</p>
第 16 類	<p>紙、紙製品および事務用品 絵本、絵はがきその他の印刷物、文房具類、事務用または家庭用ののりおよび</p>

	<p>び接着剤、封ろう、印刷用インテル、活字、あて名印刷機、印字用インクリボン、自動印紙はり付け機、事務用電動式ホッチキス、事務用封かん機、消印機、製図用具、タイプライター、チェックライター、謄写版、凸版複写機、文書細断機、郵便料金計器、輪転謄写機、マーキング用孔開型板、電気式鉛筆削り、装飾塗工用ブラシ、紙製幼児用おしめ、紙製包装用容器、家庭用食品包装フィルム、紙製ごみ収集用袋、プラスチック製ごみ収集用袋、型紙、裁縫用チャコ、紙製のぼり、紙製旗、衛生手ふき、紙製タオル、紙製テーブルナプキン、紙製手ふき、紙製ハンカチ、荷札、印刷したくじ（おもちゃを除く。）、紙製テーブルクロス、紙類、書画、写真、写真立て</p>
第 25 類	<p>被服および履物</p> <p>被服、履物、ガーター、靴下止め、ズボンつり、バンド、ベルト、仮装用衣服、運動用特殊衣服、運動用特殊靴、着ぐるみ用衣服</p>
第 28 類	<p>がん具、遊戯用具および運動用具</p> <p>おもちゃ、人形、スキーワックス、遊園地用機械器具（業務用テレビゲーム機を除く。）、愛玩動物用おもちゃ、囲碁用具、歌がるた、将棋用具、さいころ、すごろく、ダイスカップ、ダイヤモンドゲーム、チェス用具、チェッカー用具、手品用具、ドミノ用具、トランプ、花札、マーじゃん用具、遊戯用器具、ビリヤード用具、運動用具、釣り具、昆虫採集用具</p>

別 記

様式第 1 号(第 3 条関係)

年 月 日

彦根市長 様

申請者 住所  
氏名

印

「ひこにゃん」商標使用許可申請書

下記のとおり商標を使用したく、裏面許可条件を遵守いたしますので、許可されるよう申請します。

記

使用目的	
使用商品等	
使用商品数	
備考	

使用する商品の見本(写真等)を必ず添付すること。

(※以下は、記載の必要はありません。)

上記許可申請書に基づき許可してよろしいか

決裁	課長	補佐	係長	合議	担当	受付	許可	No.
						年 月 日	年 月 日	
摘 要								

(申請書裏面)

## 「ひこにゃん」の商標の使用に係る許可条件

- 1 商品の使用、その宣伝または広告に際して、「井伊直弼と開国 150 年祭」の表記および使用許可書に記載の承認番号（「ひこにゃん 彦根市承認No.\_\_\_\_\_」と記載のこと。）を、その商品、包装、広告等に明示すること。
- 2 関係法令を遵守し、商標権の喪失を招くことのないように努めること。
- 3 第三者が登録商標を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに市に連絡すること。
- 4 第三者との係争、審判、訴訟等について、市に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者協議して決定すること。
- 5 使用者は、登録商標を付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- 6 市から要請があった場合は、登録商標の使用実態を報告し、または使用商品等を提出すること。
- 7 使用者が、登録商標の使用に際して、故意または過失により市に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償すること。
- 8 本件商標の使用許可を受けた事項を変更する場合は、「ひこにゃん」商標使用許可変更申請書（別記様式第 4 号）を市長に提出すること。
- 9 本件商標を使用する必要がなくなったときは、「ひこにゃん」商標使用許可取消し届（別記様式第 5 号）を添えて市長に提出すること。
- 10 使用に当たっては、類似デザインの商標登録の有無について、当該個別分類ごとに商標調査を行うこと。
- 11 その他本件商標の使用に関する規定に違反する行為を行わないこと。

様式第 2 号(第 3 条関係)

「ひこにゃん」商標使用許可書

No.

使用者の住所 および氏名	
使用目的	
使用商品等	
使用期間	年 月 日 から 年 月 日
承認番号	
備考	
許可条件 裏面記載の許可条件を遵守すること。	

上記のとおり「ひこにゃん」の商標の使用を許可します。

年 月 日

彦根市長



(許可書裏面)

### 「ひこにゃん」の商標の使用に係る許可条件

- 1 商品の使用、その宣伝または広告に際して、「井伊直弼と開国 150 年祭」の表記および使用許可書に記載の承認番号（「ひこにゃん 彦根市承認No.\_\_\_\_\_」と記載のこと。）を、その商品、包装、広告等に明示すること。
- 2 関係法令を遵守し、商標権の喪失を招くことのないように努めること。
- 3 第三者が登録商標を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに市に連絡すること。
- 4 第三者との係争、審判、訴訟等について、市に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者協議して決定すること。
- 5 使用者は、登録商標を付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- 6 市から要請があった場合は、登録商標の使用実態を報告し、または使用商品等を提出すること。
- 7 使用者が、登録商標の使用に際して、故意または過失により市に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償すること。
- 8 本件商標の使用許可を受けた事項を変更する場合は、「ひこにゃん」商標使用許可変更申請書（別記様式第 4 号）を市長に提出すること。
- 9 本件商標を使用する必要がなくなったときは、「ひこにゃん」商標使用許可取消し届（別記様式第 5 号）を添えて市長に提出すること。
- 10 使用に当たっては、類似デザインの商標登録の有無について、当該個別分類ごとに商標調査を行うこと。
- 11 その他本件商標の使用に関する規定に違反する行為を行わないこと。

#### 備考

- 1 この処分に不服がある場合には、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、彦根市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、彦根市を被告として（訴訟において彦根市を代表する者は彦根市長となります。）、提起することができます。  
なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、この処分の取消しを求める訴えは、提起することができなくなります。ただし、前記 1 の異議申立てをした場合には、この処分の取消しを求める訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。

様式第 3 号(第 3 条関係)

年 月 日

様

彦根市長



「ひこにゃん」商標使用不許可書

平成 年 月 日付けで申請のありました「ひこにゃん」商標使用許可申請については、下記の理由により不許可としましたので通知します。

記

不許可の理由

備考

- 1 この処分に不服がある場合には、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、彦根市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、彦根市を被告として（訴訟において彦根市を代表する者は彦根市長となります。）、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、この処分の取消しを求める訴えは、提起することができなくなります。ただし、前記 1 の異議申立てをした場合には、この処分の取消しを求める訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。

様式第 4 号(第 6 条関係)

年 月 日

彦根市長 様

申請者 住所  
氏名 ㊟

「ひこにゃん」商標使用許可変更申請書

下記のとおり使用許可を受けた事項について変更したいので、申請します。

記

使用許可承認番号	
使用許可商品等	
変更する事項	
変更の理由	
備考	

使用許可書および変更後の見本(写真等)を必ず添付すること。

(※以下は、記載の必要はありません。)

上記許可変更申請書に基づき許可してよろしいか

決裁	課長	補佐	係長	合議	担当	受付 年 月 日	許可 年 月 日	No.
摘 要								

様式第 5 号(第 7 条関係)

年 月 日

彦根市長 様

申請者 住所  
氏名 ⑩

「ひこにゃん」商標使用許可取消し届

下記の理由により、本件商標を使用しないので、届け出ます。

記

使用許可承認番号	
使用許可商品等	
届出の理由	
備考	